千　葉　県　道　路　公　社　定　款

（昭和４６年４月３０日　認可
昭和４６年５月１１日　施行）

改正　昭和４７年　１月１０日変更認可
昭和４７年　５月　８日変更認可
昭和４８年　３月２９日変更認可
昭和４８年　９月２８日変更認可
昭和４９年　２月２１日変更認可
昭和４９年１２月１０日変更認可
昭和５１年　１月２２日変更認可
昭和５１年　３月３１日変更認可
昭和５２年　３月３１日変更認可
昭和５２年　７月２５日変更認可
昭和５３年　３月３１日変更認可
昭和５３年　７月２８日変更認可
昭和５４年　３月３１日変更認可
昭和５４年　９月　４日変更認可
昭和５５年　１月１２日変更認可
昭和５５年１０月　６日変更認可
昭和５５年１１月１５日変更認可
昭和５６年　３月３０日変更認可
昭和５６年１２月２６日変更認可
昭和５７年１２月　６日変更認可
昭和５８年　３月２４日変更認可
昭和５８年　３月２４日変更認可
昭和５８年１０月２１日変更認可
昭和５９年１２月２０日変更認可
昭和６０年　３月　６日変更認可
昭和６１年　６月　５日変更認可
昭和６１年　７月２１日変更認可
昭和６１年１０月１５日変更認可
昭和６２年１２月１０日変更認可
昭和６３年　３月３０日変更認可
昭和６３年　９月２０日変更認可
平成　元年　２月２８日変更認可
平成　元年　３月３０日変更認可
平成　元年１２月　６日変更認可
平成　２年　９月２１日変更認可
平成　３年１１月　５日変更認可
平成　４年１２月１１日変更認可
平成　６年　７月　８日変更認可
平成　７年　３月１７日変更認可
平成　７年　３月１７日変更認可
平成　７年１１月２０日変更認可
平成　８年　３月１１日変更認可
平成　９年　３月２１日変更認可
平成１０年　３月３１日変更認可
平成１１年　３月２３日変更認可
平成１１年１２月１４日変更認可
平成１２年１０月２７日変更認可
平成１３年　１月　６日変更認可
平成１５年　８月　７日変更
平成１５年　９月１２日変更認可
平成１６年　３月２２日変更認可
平成１６年　９月２１日変更認可
平成１７年　９月１５日変更認可
平成１９年　１月　４日変更認可
平成１９年　６月　１日変更
平成１９年１０月２３日変更認可
平成２０年　４月　４日変更認可
平成２０年１０月２４日変更認可
平成２７年　４月　６日変更認可
平成３０年　３月２２日変更認可
平成３１年　３月２９日変更認可
令和　５年　１月２３日変更認可

目次

第１章　総則（第１条～第５条）――― 2
第２章　役員及び職員（第６条～第１２条）――― 2～3
第３章　業務及びその執行（第１３条～第１４条）――― 3～4
第４章　道路の整備に関する基本計画（第１５条）――― 4
第５章　基本的財産の額その他資産及び会計（第１６条～第２２条）－ 4～5
第６章　雑則（第２３条）――― 5
附則　――― 6～15

第１章　総則

（目的）

第１条　この道路公社は、千葉県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第２条　この道路公社は、千葉県道路公社と称する。

（設立団体）

第３条　この道路公社の設立団体は千葉県とする。

（事務所の所在地）

第４条　この道路公社は、主たる事務所を千葉県千葉市におく。

（公告の方法）

第５条　この道路公社の公告は、千葉県報に掲載して行う。

第２章　役員及び職員

（役員）

第６条　この道路公社に役員として、理事長１名、副理事長１名、理事３名以内及び、監事３名以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第７条　理事長は、この道路公社を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、この道路公社を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐してこの道路公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

３　理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してこの道路公社の職務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

４　監事は、この道路公社の業務を監査する。

５　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、国土交通省関東地方整備局長又は千葉県知事に意見を提出することができる。この場合において、国土交通省関東地方整備局長に意見を提出したときは、遅滞なく、その内容を千葉県知事に報告しなければならない。

（役員の任命）

第８条　理事長及び監事は、千葉県知事が任命する。

２　副理事長及び理事は、理事長が千葉県知事の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は、４年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、再任されることができる。

（役員の兼任の禁止）
第10条　理事長、副理事長又は理事は監事を、監事は理事長、副理事長又は理事を兼ねることができない。
（職員の任命）
第11条　この道路公社の職員は、理事長が任命する。
（役員及び職員の兼職禁止）
第12条　役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第３章　業務及びその執行

（業務の範囲）
第13条　この道路公社は、第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
(1)　千葉県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路（道路法（昭和２７年法律第 180号）に規定する道路のうち高速自動車国道を除く。以下第１５条において同じ。）の新設、改築、維持、修繕、道路法第１３条第１項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
(2)　国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき前号の道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第３条に規定する道路をいう。以下６号において同じ。）の管理を行い、又は委託に基づき土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）に基づく土地区画整理事業のうち地方道路公社法施行令（昭和４５年政令第２０２号。以下「施行令」という。）第３条で定めるものを行うこと。
(3)　第１号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
(4)　第１号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第４条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
(5)　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
(6)　前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、試験及び研究を行うこと。
２　この道路公社は、前項の業務のほか、千葉県知事の認可を受けて次の業務を行う。
(1)　前項第１号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第５条で定める施設（以下「事務所」という。）を建設し、及び管理すること。
(2)　委託に基づき、前項第１号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。
(3)　前項第１号に規定する地域において、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第２条第８項に規定する一般自動車道の建設及び管理を行うこと。
(4)　前号の一般自動車道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第４条で定める施設の建設及び管理を行うこと。

(5)　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務方法書）

第14条　この道路公社の業務の運営に関し、必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第４章　道路の整備に関する基本計画

（道路の整備に関する基本計画）

第15条　この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。

路　線　名	管　理　の　区　間
県道銚子波崎線	千葉県銚子市小船木町から茨城県神栖市矢田部まで
県道東金豊海線	東金市台方から山武郡九十九里町真亀まで
一般国道126 号	山武郡横芝光町芝崎から山武市松尾町谷津まで

第５章　基本財産の額その他資産及び会計

（基本財産の額）

第16条　この道路公社の基本財産の額は、743,250万円とし、千葉県並びに茨城県の出資の額は、次のとおりとする。

千葉県 569,125万円

茨城県 174,125万円

（事業年度）

第17条　この道路公社の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（予算等の作成）

第18条　この道路公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始時に、千葉県知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（決算）

第19条　この道路公社は、毎事業年度の決算を翌年度の５月３１日までに完結しなければならない。

（財務諸表及び決算報告書）

第20条　この道路公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後２ヶ月以内に財務諸表を作成し、監事の監査を経て千葉県知事に提出しなければならない。

２　この道路公社は、前項規定により財務諸表を提出するときは、これに地方道路公社法施行規則（昭和４５年建設省令第２１号）第１６条及び第１７条で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第21条　この道路公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度からの繰り越した損益をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

２　この道路公社は、毎事業年度の損益計算上損益を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（余裕金の運用）

第22条　この道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1)　国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得

(2)　銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金

(3)　その他国土交通省令で定める方法

第６章　雑側

（運営に関する細則）

第23条　この道路公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長の定めるところによる。

附　則

（施行期日）

1　この定款は、この道路公社の設立の日から施行する。

（最初の役員の任期）

2　この道路公社の最初の役員の任期は、第９条第１項の規定にかかわらず、それぞれ任命権者が定める。

（最初の事業年度）

3　この道路公社の最初の事業年度は、第１７条の規定にかかわらず、この道路公社の設立の日から昭和４７年３月３１日までとする。

（最初の事業年度の予算等）

4　この道路公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、この道路公社の設立後延滞なく、千葉県知事の承認を受けなければならない。

附　則

この定款は、昭和４７年１月１０日から施行する。

（備考）

昭和４７年１月１０日変更認可

千葉県道路公社定款第１３条第２項第２号の次に次の２号を加える。

(3)　前項第１号に規定する地域において、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第２条第８項に規定する一般自動車道の建設及び管理を行うこと。

(4)　前号の一般自動車道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所、その他施行令第４条で定める施設の建設及び管理を行うこと。

同定款第１３条第２項第３号を次のように改める。

(5)　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

附　則

この定款は、昭和４７年５月８日から施行する。

（備考）

昭和４７年５月８日変更認可

1　道路の整備に関する基本計画として県道松戸野田線、県道千葉大網線、一般国道１２８号の３路線を加える。

2　基本財産の額を 5,000万円増加し、6,000万円とする。

附　則

この定款は、昭和４８年３月２９日から施行する。

（備考）

昭和４８年３月２９日変更認可

1　道路の整備に関する基本計画として、県道千葉大網線を新路線の認定により県道生実誉田線とする。

附　則

この定款は、昭和４８年９月２８日から施行する。
（備考）
昭和４８年　９月２８日変更認可
1　基本財産の額を42,000万円増加し、48,000万円とする。

附　則
この定款は、昭和４９年２月２１日から施行する。
（備考）
昭和４９年　２月２１日変更認可
1　道路の整備に関する基本計画として、県道松戸三郷線の路線を加える。
2　基本財産の額を 500万円増加し、48,500万円とする。

附　則
この定款は、昭和４９年１２月１０日から施行する。
（備考）
昭和４９年１２月１０日変更認可
1　基本財産の額を 44,700万円増加し、 93,200万円とする。

附　則
この定款は、昭和５１年１月２２日から施行する。
（備考）
昭和５１年　１月２２日変更認可
1　基本財産の額を 22,000万円増加し、115,200万円とする。

附　則
この定款は、昭和５１年３月３１日から施行する。
（備考）
昭和５１年　３月３１日変更認可
1　基本財産の額を800万円増加し、116,000万円とする。

附　則
この定款は、昭和５２年３月３１日から施行する。
（備考）
昭和５２年　３月３１日変更認可
1　基本財産の額を 56,500万円増加し、172,500万円とする。

附　則
この定款は、昭和５２年７月２５日から施行する。
（備考）
昭和５２年　７月２５日変更認可
1　定款第６条中「監事２名以内」を「監事３名以内」に改める。

附　則

この定款は、昭和５３年３月３１日から施行する。

（備考）

昭和５３年３月３１日変更認可

1　基本財産の額を92,140万円増加し、264,640万円とする。

附　則

この定款は、昭和５３年８月１日から施行する。

（備考）

昭和５３年　７月２８日変更認可

1　基本財産の額を 64,385万増加し、329,025万円とする。

附　則

この定款は、昭和５４年４月１日から施行する。

（備考）

昭和５４年　３月３１日変更認可

附　則

この定款は、昭和５４年９月４日から施行する。

（備考）

昭和５４年　９月　４日変更認可

1　基本財産の額を46,637万５千円増加し、375,662万5千円とする。

附　則

この定款は、昭和５５年１月１２日から施行する。

（備考）

昭和５５年　１月１２日変更認可

1　道路の整備に関する基本計画の内、路線名、県道生実誉田線を、県道生実本納線に変更する。

附　則

この定款は、昭和５５年１０月６日から施行する。

（備考）

昭和５５年１０月　６日変更認可

1　基本財産の額を 12,200万円増加し、387,862万 5千円にする。

附　則

この定款は、昭和５５年１１月２７日から施行する。

（備考）

昭和５５年１１月１５日変更認可

1　道路の整備に関する基本計画の内、管理の区間、千葉市生実町付近から千葉市誉田町付近までを、千葉市鎌取町付近から茂原市大沢付近までに変更する。

附　則

この定款は、昭和５６年３月３１日から施行する。

（備考）

昭和５６年　３月３０日変更認可

1　基本財産の額を3,562万５千円増額し、391,425万円にする。

附　則

この定款は、昭和５６年１２月２６日から施行する。

（備考）

昭和５６年１２月２６日変更認可

1　基本財産の額を 27,200万円増額し、418,625万円にする。

附　則

この定款は、昭和５７年１２月６日から施行する。

（備考）

昭和５７年１２月　６日変更認可

1　基本財産の額を 43,950万円増額し、462,575万円にする。

附　則

この定款は、昭和５８年３月２４日から施行する。

（備考）

昭和５８年　３月２４日変更認可

1　基本財産の額を900万円増額し、463,475万円にする。

附　則

この定款は、昭和５８年４月１日から施行する。

（備考）

昭和５８年　３月２４日変更認可

1　道路の整備に関する基本計画として、県道千葉鴨川線、県道松戸原木線、県道市川浦安線、県道愛宕山公園線の４路線を加える。

附　則

この定款は、昭和５８年１０月２１日から施行する。

（備考）

昭和５８年１０月２１日変更認可

1　基本財産の額を 27,300万円増額し、490,775万円にする。

附　則

この定款は、昭和５９年１２月２０日から施行する。

（備考）

昭和５９年１２月２０日変更認可

1　基本財産の額を 36,000万円増額し、526,775万円とする。

附　則

この定款は、昭和６０年　３月　６日から施行する。

（備考）

昭和６０年　３月　６日変更認可

1　基本財産の額を4,500万円増額し、531,275万円にする。

附　則

この定款は、昭和６１年　６月　５日から施行する。

（備考）

昭和６１年　６月　５日変更認可

1　道路の整備に関する基本計画として、県道大栄栗源干潟線を加える。

附　則

この定款は、昭和６１年　７月２１日から施行する。

（備考）

昭和６１年　７月２１日変更認可

1　第７条第５項中「建設大臣に提出する意見に関する書類は、千葉県知事を経由しなければならない。」を「建設大臣に意見を提出したときは、遅滞なく、その内容を千葉県知事に、報告しなければならない。」に改める。

附　則

この定款は、昭和６１年１０月１５日から施行する。

（備考）

昭和６１年１０月１５日変更認可

基本財産の額を21,800万円増額し、553,075万円にする。

附　則

この定款は、昭和６２年１２月１０日から施行する。

（備考）

昭和６２年１２月１０日変更認可

1　基本財産の額を 32,200万円増額し、585,275万円にする。

附　則

この定款は、昭和６３年　３月３０日から施行する。

（備考）

昭和６３年　３月３０日変更認可

1　基本財産の額を3,850万円増額し、589,125万円にする。

附　則

この定款は、昭和６３年　９月２０日から施行する。
（備考）
昭和６３年　９月２０変更認可
1　道路の整備に関する基本計画の内、管理の区間、君津市香木原から鴨川市太田学までを、君津市笹から鴨川打墨までに変更する。

附　則
この定款は、平成　元年　２月２８日から施行する。
（備考）
平成　元年　２月２８日変更認可
1　基本財産の額を 78,750万円増額し、667,875万円にする。

附　則
この定款は、平成　元年　３月３０日から施行する。
（備考）
平成　元年　３月３０日変更認可
1　基本財産の額を 7,000万円増額し、 674,875万円にする。

附　則
この定款は、平成　元年１２月　６日から施行する。
（備考）
平成　元年１２月　６日変更認可
1　基本財産の額を151,760万円増額し 、 826,635万円にする。

附　則
この定款は、平成　２年　９月２１日から施行する。
（備考）
平成　２年　９月２１日変更認可
1　基本財産の額を174,230万円増額し、1,000,865万円にする。

附　則
この定款は、平成　３年１１月　５日から施行する。
（備考）
平成　３年１１月　５日変更認可
1　基本財産の額を 26,110万円増額し、1,026,975万円にする。

附　則
この定款は、平成　４年１２月１１日から施行する。
（備考）
平成　４年１２月１１日変更認可
1　第１３条第２項第１号中「道路で高架のものの新設」を「道路の新設」に改める。

２　第１３条第２項第２号中「道路で高架のものの新設」を「道路の新設」に改める。
３　第１３条第２項第３号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。
４　道路の整備に関する基本計画の内、県道市川浦安線を削除する。
５　道路の整備に関する基本計画の内、管理の区間、「千葉市鎌取町付近から茂原市大沢付近まで」を、「千葉市緑区鎌取町付近から茂原市大沢付近まで」に変更する。

附　則

この定款は、平成　６年　７月　８日から施行する。

（備考）

平成　６年　７月　８日変更認可

１　道路の整備に関する基本計画の内、路線名、「県道南房総公園線」管理の区間、「君津市西粟倉付近から君津市片倉付近まで」を、路線名、「一般国道４６５号」管理の区間、「君津市西粟倉付近から君津市東粟倉付近まで」と路線名、「県道君津鴨川線」管理の区間、「君津市東粟倉付近から君津市片倉付近まで」に改める。

附　則

この定款は、平成　７月　３月１７日から施行する。

（備考）

平成　７年　３月１７日変更認可

１　道路の整備に関する基本計画の内、路線名、「県道銚子波崎線」管理の区間、「千葉県銚子市小船木町から茨城県鹿島郡波崎町矢田部まで」を加える。

附　則

この定款は、平成　７月　３月１７日から施行する。

（備考）

平成　７年　３月１７日変更認可

１　基本財産の額を 17,500万円増額し、1,044,475万円にする。

附　則

この定款は、平成　７年１１月２０日から施行する。

（備考）

平成　７年１１月２０日変更認可

１　道路の整備に関する基本計画の内、路線名、「県道東金豊海線」管理の区間、「東金市台方から山武郡九十九里町真亀まで」を加える。

附　則

この定款は、平成　８年　３月１１日から施行する。

（備考）

平成　８年　３月１１日変更認可

1　基本財産の額を109,900万円増額し、1,154,375万円にする。

附　則

この定款は、平成　９年　３月２１日から施行する。

（備考）

平成　９年　３月２１日変更認可

1　基本財産の額を198,800万円増額し、1,353,175万円にする。

附　則

この定款は、平成１０年　３月３１日から施行する。

（備考）

平成１０年　３月３１日変更認可

1　基本財産の額を148,750万円増額し、1,501,925万円にする。

附　則

この定款は、平成１１年　３月２３日から施行する。

（備考）

平成１１年　３月２３日変更認可

1　基本財産の額を63,000万円増額し、1,564,925万円にする。

附　則

この定款は、平成１１年１２月１４日から施行する。

（備考）

平成１１年１２月１４日変更認可

1　基本財産の額を55,300万円増額し、1,620,225万円にする。

附　則

この定款は、平成１２年１０月　１日から施行する。

（備考）

平成１２年１０月２７日変更認可

1　道路の整備に関する基本計画の内、路線名「県道松戸原木線」、管理の区間「市川市若宮から松戸市松戸まで」を削除する。

附　則

この定款は、平成１３年　１月　６日から施行する。

（備考）

平成１３年　１月６日変更

1　第７条第５項中「建設大臣」を「国土交通省関東地方整備局長」に改める。

附　則

この定款は、平成１５年　８月　７日から施行する。

（備考）

平成１５年　８月　７日変更認可

1　道路の整備に関する基本計画の内、路線名「県道愛宕山公園線」、管理の区間「銚子市天王台から銚子市三崎町まで」を削除する。

附　則

この定款は、平成１５年　９月１２日から施行する。

（備考）

平成１５年　９月１２日変更認可

1　道路の整備に関する基本計画の内、路線名「一般国道１２６号」、管理の区間「匝瑳郡光町芝崎から山武郡松尾町谷津まで」を追加する。

附　則

この定款は、平成１６年　３月２２日から施行する。

（備考）

平成１６年　３月２２日変更認可

1　基本財産の額を17,500万円増額し、1,637,725万円にする。

附　則

この定款は、平成１６年　９月２１日から施行する。

（備考）

平成１６年　９月２１日変更認可

1　基本財産の額を77,500万円増額し、1,715,225万円にする。

附　則

この定款は、平成１７年　９月１５日から施行する。

（備考）

平成１７年　９月１５日変更認可

1　基本財産の額を55,000万円増額し、1,770,225万円にする。

附　則

この定款は、平成１９年１月４日から施行する。

（備考）

平成１９年　１月　４日変更

1　第１３条第１項第２号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

2　第２２条第１号中「又は地方債」を「、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券」に改め、同条第２号中「銀行」の次に「その他国土交通大臣の指定する金融機関」を加え、同条に次の１号を加える。

（３）その他国土交通省令で定める方法

附　則

この定款は、平成１９年　６月　１日から施行する。
（備考）
平成１９年　６月　１日変更認可
1　第１３条第２項第３号中「第９項」を「第８項」に改める。
2　道路の整備に関する基本計画の内、管理の区間、「香取郡大栄町」を「成田市」に「香取郡山田町」を「香取市」に、「鹿島郡波崎町」を「神栖市」に、「匝瑳郡光町」を「山武郡横芝光町」に、「山武郡松尾町」を「山武市松尾町」に改める。

附　則
この定款は、平成１９年１０月２３日から施行する。
（備考）
平成１９年１０月２３日変更認可
1　道路の整備に関する基本計画の内、管理の区間、「流山市南付近から野田市上花輪付近まで」を「流山市谷から流山市南まで」に改める。
2　基本財産の額を46,500万円減額し、1,723,725万円にする。
3　第２２条第２号中「又は郵便貯金」を削除する。

附　則
この定款は、平成２０年　４月　５日から施行する。
（備考）
平成２０年　４月　４日変更認可
1　道路の整備に関する基本計画の内、路線名「一般国道１２８号」、管理の区間「勝浦市串浜付近から勝浦市部原付近まで」を削除する。
2　基本財産の額を101,900万円減額し、1,621,825万円にする。

附　則
この定款は、平成２０年１０月２６日から施行する。
（備考）
平成２０年１０月２４日変更認可
1　道路の整備に関する基本計画の内、路線名「県道松戸三郷線」、管理の区間「千葉県松戸市古ヶ崎から埼玉県三郷市鎌倉まで」を削除する。
2　基本財産の額を80,000万円減額し、「1,541,825万円」、また、「、埼玉県」を削除する。
3　千葉県、埼玉県の出資の額を各40,000万円減額し、「千葉県1,367,700万円」、「埼玉県40,000万円」を削除する。

附　則
この定款は、平成２７年　４月１４日から施行する。
（備考）
平成２７年　４月　６日変更認可
1　道路の整備に関する基本計画の内、路線名「県道松戸野田線」、管理の区間

「流山市谷から流山市南まで」を削除する。
2　基本財産の額を196,700万円減額し、「1,345,125万円」にする。
3　千葉県の出資の額を196,700万円減額し、「千葉県1,171,000万円」にする。

附　則

この定款は、平成３０年　４月２１日から施行する。

（備考）

平成３０年　３月２２日変更認可

1　道路の整備に関する基本計画の内、路線名「県道大栄栗源干潟線」、管理の区間「成田市所から香取市大角まで」を削除する。
2　基本財産の額を54,000万円減額し、「1,291,125万円」にする。
3　千葉県の出資の額を54,000万円減額し、「千葉県1,117,000万円」にする。

附　則

この定款は、平成３１年　４月２１日から施行する。

（備考）

平成３１年　３月２９日変更認可

1　道路の整備に関する基本計画の内、路線名「一般国道４６５号」、「県道君津鴨川線」、「県道千葉鴨川線」、管理の区間「君津市西粟倉付近から君津市東粟倉付近まで」、「君津市東粟倉付近から君津市片倉付近まで」、「君津市笹から鴨川市打墨まで」を削除する。
2　基本財産の額を312,400万円減額し、「978,725万円」にする。
3　千葉県の出資の額を312,400万円減額し、「千葉県804,600万円」にする。

附　則

この定款は、令和　５年　２月　１日から施行する。

（備考）

令和　５年　１月２３日変更認可

1　道路の整備に関する基本計画の内、路線名「県道生実本納線」、管理の区間「千葉市緑区鎌取町付近から茂原市大沢付近まで」を削除する。
2　基本財産の額を235,475万円減額し、「743,250万円」にする。
3　千葉県の出資の額を235,475万円減額し、「千葉県569,125万円」にする。